

訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業 別紙料金表

東京ふれあい・ほほえみヘルパーステーション

(2024.6月)

訪問介護費

		(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
身体介護	20分以上30分未満	293	3,340円	334円	668円	1002円
	30分以上1時間未満	464	5,289円	529円	1,058円	1,587円
	1時間以上1時間30分未満	680	7,752円	776円	1,551円	2,326円
	1時間30分以上2時間30分未満	779	8,880円	888円	1,776円	2,664円
身体1生活1	身体介護20分以上30分未満に引き続き生活援助	371	4,229円	423円	846円	1,269円
生活援助	20分以上45分未満	215	2,451円	246円	491円	736円
	45分以上	264	3,010円	301円	602円	903円
通院等乗降介助 ※届出がある場合に算定	1回につき	116	1,322円	133円	265円	397円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき	+100	1,140円	114円	228円	342円

介護予防サービス (日常生活支援総合事業：北区)

		(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
予防訪問サービス	事業対象者・要支援1・2(1回あたり)	287	3,271円	328円	655円	982円
予防訪問サービス(生活援助中心)	事業対象者・要支援1・2(1回あたり)	220	2,508円	251円	502円	753円
予防訪問サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅰ(1回につき)	70	798円	80円	160円	240円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき	+100	1,140円	114円	228円	342円

介護予防サービス (日常生活支援総合事業：荒川区)

		(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度(要支援1・2)	1,176	1月につき 13,406円	1,341円	2,682円	4,022円
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度(要支援1・2)	2,349	1月につき 26,778円	2,678円	5,356円	8,034円
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える程度(要支援2)	3,727	1月につき 42,487円	4,249円	8,498円	12,747円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき	+100	1,140円	114円	228円	342円

介護予防サービス（日常生活支援総合事業：足立区）

		(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
緩和型訪問サービスⅠ(身体介護)	週1回利用(要支援1・2)1回につき	273	3,112円	312円	623円	934円
緩和型訪問サービスⅠ(生活援助)	週1回利用(要支援1・2)1回につき	247	2815円	282円	563円	845円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	288	3,283円	329円	657円	985円
緩和型訪問サービスⅡ(身体介護)	週2回利用(要支援1・2)1回につき	273	3,112円	312円	623円	934円
緩和型訪問サービスⅡ(生活援助)	週2回利用(要支援1・2)1回につき	247	2815円	282円	563円	845円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	576	6,566円	657円	1,314円	1,970円
緩和型訪問サービスⅢ(身体介護)	週3回利用(要支援2)1回につき	273	3,112円	312円	623円	934円
緩和型訪問サービスⅢ(生活援助)	週3回利用(要支援2)1回につき	247	2,815円	282円	563円	845円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	913	10,408円	1,041円	2,082円	3,123円

【その他加算(介護・総合事業共通)】

初回加算	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
緊急時訪問介護加算 (介護のみ)	1回につき(身体介護について算定)	+100	1,140円	114円	228円	342円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 【訪問介護】【荒川区】	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					
	単位数	介護報酬総単位数×24.5% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数 × 1単位の単価	左の単位数 × 1単位の単価	左の単位数 × 1単位の単価	左の単位数 × 1単位の単価

- \* 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増
- \* 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増
- \* 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100
- \* 初回加算:新規に介護計画を作成し、初回月にサービス提供責任者自ら訪問介護を実施又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際、同行訪問を行った場合に算定します。
- \* 緊急時訪問介護加算:利用者等からの要請を受け、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者がサービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に算定します。
- \* 生活機能向上連携加算:介護予防訪問リハビリテーション実施時に介護予防訪問介護事業者の サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両社の共同による訪問介護計画書を作成した場合に算定します。
- \* 法定代理受領の場合は上記金額の1割又は2割又は3割になります。(各自治体の定める割合)  
(ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

## 交通費

事業所から、片道おおむね2キロメートル以上 200円

\* 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けます。

## キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

**キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。連絡がない場合 1,400円**

※ただし利用者は、事業者に対して、サービス提供日前日の営業時間午後5時までに通知をすることにより料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

**連絡先：電話 03 (5902) 7800**

## 自費サービスについての規定

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用、あるいは介護保険以外でのホームヘルプサービスの利用は全額お客様の負担となります。

この場合の自費負担額は別の規定にて定めます。

## 償還払い

利用者様が、まだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただく場合があります。

介護・予防の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

償還払いとなる場合は、利用者様が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

## その他

- ① 利用者の住居で、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。
- ② 料金のお支払い方法は銀行口座からの引き落としとします。サービス開始時に引き落としの手続きをおとりください。基本的には当月分の利用料等の請求書を翌月20日頃に発行し、当月分の合計額を翌月27日に引き落としを行います。引き落としを確認した後、領収書を発行します。ご希望があれば現金回収の対応も致します。
- ③ 介護サービスに伴い発生する下記の費用は基本的には利用者の自己負担とさせていただきます。これらの費用が発生する可能性のある場合は、あらかじめサービス提供責任者にご相談の上、一定の取り決めをさせていただきます。

尚、以下の場合には利用者と事業者（サービス提供責任者）の双方の合意を必要とします。

- ※これら介護に要する費用は担当の訪問介護員に毎回直接お支払い下さい。
  - \* 通院介助や遠距離の買い物等の介護サービスにかかる訪問介護員の交通費
  - \* 公共施設等の利用時に介護を行う訪問介護員の施設利用料
  - \* その他利用者の求めるサービスを提供する時に発生する費用

④ 電化製品、食器等その他の日用品の取り扱いには十分に注意を致しますが、老朽化等に依り破損した場合は当事業所としては責任を負いかねる場合がございますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。